

## 学会規程

### (名称)

第1条 定款第41条の規定に基づき、(社)日本言語聴覚士協会(以下、本協会という)に「日本言語聴覚学会(以下、本学会という)」を置く。

### (目的および事業)

第2条 本学会は言語聴覚障害に関する学術および技術の研究ならびにこれに関する事業を行う。

### (会員)

第3条 学会員は、本協会の正会員とする。

### (役員)

第4条 本学会は会長1名を置く。

- 2 学会長は本協会正会員の中から理事会が推薦し、総会の承認を経て選任される。
- 3 学会長の選任は、原則として学会開催担当年度の前々年に行う。

### (学会長の任務)

第5条 学会長は、正会員の中から学会運営に必要な委員を選任し、その業務を統括する。

- 2 学会長は、学会の企画・運営について理事会と協議する。
- 3 学会長は、必要に応じて理事会に出席し意見を述べるができる。

### (補則)

第6条 本学会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

### (規程の改廃)

第7条 この規程は、理事会の決議により改廃することができる。

### 付則

- 1 この規程は、平成21年11月7日より施行する。
- 2 この規程は、一部変更の上、令和5年4月1日より施行する。